

北九州市首都圏認知向上・魅力発信調査事業 仕様書

1 業務名

北九州市首都圏認知向上・魅力発信調査事業

2 業務の目的

北九州市東京事務所は、北九州市と首都圏をつなぐ拠点として、首都圏のニーズやトレンドを踏まえ、北九州市の魅力を効果的に発信する役割を担っている。本業務は、首都圏における生活者や企業等のニーズ、価値観、消費・情報収集行動等を把握するとともに、それらを踏まえ、北九州市が有する地域資源の魅力及び首都圏への訴求可能性を分析することを目的とする。

また、首都圏における北九州市の認知向上を図るために効果的な魅力発信手法やコンテンツ、企業・クリエイター等との連携可能性を調査・検討し、北九州市が東京事務所を拠点として今後展開する認知向上・魅力発信に向けた取組の方向性を整理する。

さらに、本調査結果を踏まえ、翌年度以降の認知向上・魅力発信に向けた実証事業の検討につなげることで、北九州市への来訪促進、関係人口の掘り起こし・創出及び都市ブランドの向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

4 履行場所

業務遂行に必要と認める場所

5 業務内容

(1) 首都圏における認知・ニーズ調査

- ・ 首都圏の生活者や企業等が地方都市に期待する商品、サービス、体験、情報等を調査すること。
 - ・ 首都圏企業・メディア・クリエイター等に対してヒアリングを行い、北九州市との連携可能性を把握すること。
- ※ 調査項目例（認知度、イメージ、来訪意向、情報収集手段、地方都市への興味 等）

(2) 北九州市の地域資源の訴求可能性調査

- ・ 北九州市内において現地調査を実施すること。
- ・ 市内事業者、関係団体、地域関係者等へのヒアリングを実施すること。
- ・ 自然、観光、食、文化、産業、暮らし等の幅広い分野から、北九州市

が有する地域資源と首都圏のニーズとの親和性を分析し、ターゲットごとに首都圏への訴求力の高いテーマや切り口を整理すること。

(3) 今後展開する認知向上・魅力発信に向けた取組の方向性の整理

- ・ 上記(1)、(2)の調査結果を踏まえ、北九州市が東京事務所を拠点として今後展開する認知向上・魅力発信に向けた取組の方向性を整理すること。
- ・ なお、整理するにあたっては、イベント、ポップアップの実施、情報発信ツールの作成、企業間連携、SNS やインフルエンサーの活用、メディアタイアップ、商品開発等の取組を検討対象とすること。

(4) 実証事業の提案

- ・ 上記(3)の方向性を踏まえ、翌年度以降に実現可能性の高い実証事業を5つ以上提案すること。
- ・ 実証事業は、提案名称、提案の概要、目的、活用する地域資源、想定するターゲット、想定される連携先、実施方法及び実施体制、期待される効果、実施上の課題、実現可能性、概算事業費、想定スケジュール及びKPI（重要業績評価指標）を整理すること。

(5) SNS 等を活用した情報発信

- ・ 上記(1)から(4)までの調査及び検討の過程で把握した北九州市の地域資源、魅力、取組等について、SNS や広告媒体等を活用して情報発信を行うこと。
- ・ 発信内容、発信媒体、発信時期及び発信対象については、調査により把握した首都圏のニーズやターゲットの特性を踏まえて設定すること。
- ・ 情報発信に必要となる文章、写真、動画、画像等を制作すること。
- ・ 制作した素材については、本業務終了後も北九州市が SNS、ウェブサイト、広報物、広告その他の媒体で継続して利用できるものとする。
- ・ 素材の制作及び納品に当たっては、著作権、肖像権その他の第三者の権利に十分配慮し、北九州市による利用に支障が生じないように、必要な許諾等を得ること。

6 業務スケジュール

日程	業務内容
令和8年10月～令和9年1月	(1) 首都圏における認知・ニーズ調査 (2) 北九州市の地域資源の訴求可能性調査
令和9年2月～3月	(3) 今後展開する認知向上・魅力発信に向けた取組の方向性の整理 (4) 実証事業の提案 (5) SNS 等を活用した情報発信

7 成果物

受託者は、本業務の実施結果について、次に掲げる成果物を作成し、納品すること。

(1) 業務実施報告書

5(1)から(4)までに掲げる業務の実施内容及び結果について、次に掲げる事項を整理した業務実施報告書を作成すること。

ア 業務全体の実施概要

イ 5(1)に基づく首都圏における認知・ニーズ調査の実施内容及び結果

- ・ 首都圏の生活者及び企業等が地方都市に求める商品、サービス、体験、情報等に関する調査内容
- ・ 首都圏企業、メディア、クリエイター等へのヒアリングの対象者、実施日時、実施方法、主な意見及び北九州市との連携可能性に関する調査内容

ウ 5(2)に基づく北九州市の地域資源の訴求可能性調査の実施内容及び結果

- ・ 北九州市内における現地調査並びに市内事業者、関係団体及び地域関係者等へのヒアリングの対象者、実施日時、実施方法、主な意見
- ・ 北九州市の地域資源と首都圏のニーズとの親和性に関する分析、ターゲットごとに首都圏への訴求力が高いテーマ及び切り口を整理した内容

エ 5(3)に基づく今後展開する認知向上・魅力発信に向けた取組の方向性

- ・ イベントやポップアップの実施、情報発信ツールの作成、企業間連携、SNS やインフルエンサーの活用、メディアタイアップ、商品開発等に関する整理内容

オ 5(4)に基づく実証事業の提案一覧

- ・ 翌年度以降に実現可能性の高い実証事業の提案内容

カ 5(5)に基づく SNS 等を活用した情報発信の実施内容及び結果

- ・ 発信した内容、対象としたターゲット、使用した媒体、発信日時及び発信方法
- ・ 北九州市が業務終了後も継続して利用及び編集できるよう納品した素材の内容、データ形式及び利用条件

(2) 調査・提案に係る電子データ一式

本業務において作成又は収集した文書、表、図、写真、画像、調査票、集計結果、ヒアリング記録その他の電子データを整理し、納品すること。

(3) 成果物の規格及び納品方法

ア 業務実施報告書 紙媒体3部及び電子データ一式

イ 電子データは、PDF 形式に加え、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等の編集可能な形式で納品すること。

ウ 成果物に写真、画像、図表等を使用する場合は、発注者が今後の事業及

び情報発信に使用できるよう、著作権、肖像権その他の権利関係を整理すること。

エ 成果物の構成、記載内容、規格及び納品方法の詳細については、発注者と協議の上、決定すること。

8 その他

- (1) 契約金額は、業務完了確認後に受注者の請求に基づき、一括して支払う。
- (2) 受注者は、必要に応じて発注者の意向及び意見を集約し、本業務に反映させること。
- (3) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、市担当者と十分協議すること。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。
- (4) 本事業の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。
- (5) 業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合はこの限りではない。なお、受注者は、再委託先の行為については、全責任を負うこと。
- (6) 本事業の履行に際し、事業内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は他に漏らし、その他の目的に利用してはならない。なお、再委託先についても同様とする。
- (7) 本業務に関する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に則して、適正に取り扱うこと。なお、再委託先についても同様とする。
- (8) 関係法令を遵守し、安全に十分配慮すること。なお、再委託先についても同様とする。
- (9) 下記事項に要する費用は全て受注者の負担とする。
 - ア 受注者の不注意によって生じた業務上の損失補償費用
 - イ 受注者が第三者に与えた損害賠償費用
- (10) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、発注者と受注者により協議の上、仕様を変更することができる。
- (11) 受注者は、受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関する全ての著作権を成果物の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。

以上